

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の申請に基づく徹底的な帳簿の実行以外思ひ当たりません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今回の様な問題が発生するとは想像も出来ず、存じ得ないかつて
何か原因でこれ程まで膨大な件数の事項となるのか理解出来ない
公務員なり問題の存在を知りた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

原因の究明を怠る事無く見て下さい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) <p>(地方社会保険事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・<u>国民年金課</u> e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) <p>(社会保険事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

人年金記録が、一般人には理解が難しかったこと。(個人的には下記と
他人には見せないところは隠すべきこと)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 担当係長は取扱いが不明確で、年金記録は他人に見られないよう保
持すること。(参考するところ)

2. 担当係長は、時々担当取扱の行動を見ること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

人年金記録には私見に付けて、但当事業所以外は、此種の年金記録には付けておらず
参考までに
ふたつめの年金申込は、年金内規にて、内勤、外勤がつかつた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるかお考えですか。

人年金記録は付けておらず、年金内規は社会保険料未納に対する規定がない。
社会保険料未納に対する規定がないが、社会保険料未納に対する規定がないが、
か、未納しない状況による、未納の対応は不適切である。
か、省保険料未納金や未納料未納に対する規定が不足している。
年金の透明化の推進が求められる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本・庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
①事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

△△△

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

△△△

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

重複していける可能性のある記念日については、筆記リストにて
序より送付された、繁忙期であろうとも、期限があり、
基準以上の残業を強いられるながらも、迅速に直達を
していた。責任をもち、革新的に扱わってきたので。
「問題」と認識していたか、など、なんでもないことで
あり、失礼なことではない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

制度上、システム上の問題だと考える。 1.
オンライン化の時まで、入力方法として漢字、フリガナ、
両方で入力すべきと、要望したにもかかわらず、
行政一般では、カナ入力が慣例ということから、
カタカナのみの入力となつた、その結果でははない。
国会…で決定されたことを、や本気はからぬ。
指示、ヒアリング、はじめに、運営してきにまである、
取扱いに責任を取れ、公務員の資格も、ハラダツア
取扱い、誰にもせいものと思つてゐる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	<input checked="" type="checkbox"/> 退職者
所属	本庁	<input checked="" type="checkbox"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

多年の実務経験からいって、国庫負担に
なりますが、本府は被保険者名簿や社会保険事務所
の被保険者台帳(マイクロフィルム)の保管が完全で
ない状況下で、持致の方法は極めて悪いです。
年金制度の抜本的改正で、対応していかなければ
なりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

そのような問題が存在すれば、認識しておりました。
せんごでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点としては、かもしれないところが、
第三者委員会の判断の中では夫婦又は家族の
記録と違うなどといふ方には、合理的かどうか
疑問を感じております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	<input checked="" type="checkbox"/> 退職者
所属	本 庁	<input checked="" type="checkbox"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上	
	b. 本庁課長・室長・企画官級以上	
	c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上	
	d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長	*平成11年度までは課長
	f. 事務局課長級以上	*平成11年度までは主幹
	g. 事務局課長補佐・係長級以上	
	h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. <input checked="" type="checkbox"/> 事務所長	
	j. 事務所課長級以上	
	k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

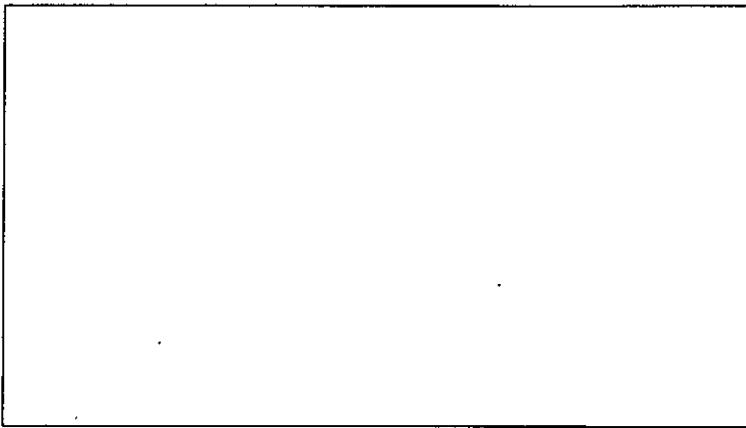
おません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

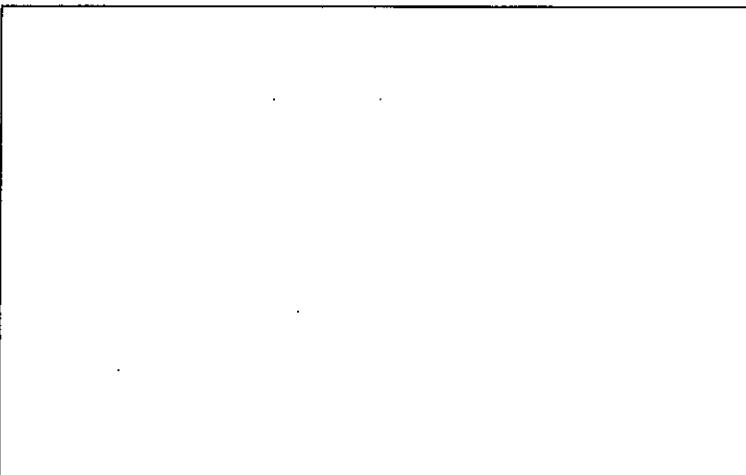
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録出力(年金の)を取次が、年金の電子化といふのは、はしご問題を解消する手がかりがある。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・該年金記録問題とは全く気がつかなかった。
あくまで名簿の存在だけ。

(退職前に気がつく(2020年春))

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録問題は入ってない。近年ハザードニヒビケタ。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現状東山市保険局の国年金会員登録の対象となりながら、今へ
國年金会員登録、市町村被保険者登録と市保険局登録の記録が合
致しない事実を認識した。これが「被保険者登録」と
正確にとの心から理解していない。(しかし現のコンピュータ化によって
直接窓口で保険局へ申告をせずに離れて(?)いることに問題
はない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

制度的なものを含めて、制度外のシステム更に制度内のシステムが、その時代の背景により発生した記録問題が、最も多かと思ひます。

勿論、解決しなければならない問題です。

但し、早計な処理は更に誤り複雑にし、整合性を欠くことも懸念されます、一朝一夕に事は進み得れないと考えます。

過去の経験を踏まえて、或は程度時間が必要です。

※ 記録は全て保管・管理されていると考えかかりです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、始付時に最も重要な根拠となる事項であることは認識しております。
但し、制度上潜在的に問題が発生することが予測され
る事項もありました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録は、危険防止の上からも保管、管理は常に最善の注意が払われるべきものと承知しております。
不整合のものについても、経過的、処理過程の中で徹底的
的に調査し全とんび整理立ててまいりました。
問題が顕著になつたのは、オンライン化、基礎年金番号の
設定等、システム変更、制度の変遷等からと思われます。
流動する客体に対して、固定的な料を行なう制度設定は、問
題を更に増幅させる結果を招くと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="checkbox"/>	退職者 <input type="checkbox"/>
所属	本庁 <input type="checkbox"/>	地方庁 <input checked="" type="checkbox"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国年について、社保及び市町村において
台帳が全てある訳でない、ので方策
として対応が出来ない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金問題について存じていませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金の保険料納入については必ずしも夫婦同じとおかきらず給付面(母子年金)において妻分を優先的に徴収する等指導してきました。

第三者委員会においての納入(推測)について再考をおねがいしたい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

積年に亘る記録の整理保管に関することであり、件数5千万件おかげで歩まなくなっています。
やはり時間かけて原票と機械化された記録の確認の手作業を続ける必要があると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録への保管といふことで社会保険庁業務課へ記録の進捗方式を実施していく中で業務課から補正依頼等があり、地方、業界両方でやりとりが多くなっていました。(昭和50年春頃)
この様な状態で記録が充分つかまるのかなどと心配になっていました。
しかし職場では誠心誠意、全員会議で協議しました。
進捗は毎二回確認に実施、内容の検査も充分しました。
補正についても到達次第早期に対応しました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録の集中管理は中央庁の責任と能力で計画され
るものであり、地方はそれに従って職務を遂行しな
ど私としては何等反対すべきことはないと考えていました
(昭和50年春頃の進捗)
適用～新規説明会 新規事業所の導入能力、新規事業所の
標準報酬の定期改定～全事業所対象の届出書と賃金台帳等の組合せ化
併せて未だ未加入者への加入促進
金額算定基準の調査～必要に応じ調査官は機関を実施、
年金額は請求書、窓口受付、実地による本人歴履の
確認、年金制度の整合性などの実査。
各地

④以上 当時でありますればやりました
ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にあります

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

銀行の問題には認識していないが、

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	<input checked="" type="checkbox"/> 退職者
所属	本 庁	<input checked="" type="checkbox"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上	
	b. 本庁課長・室長・企画官級以上	
	c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上	
	d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長	*平成11年度までは課長
	f. 事務局課長級以上	*平成11年度までは主幹
	g. 事務局課長補佐・係長級以上	
	h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長	
	j. 事務所課長級以上	
	k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

多量の作業件数であるかつ丁寧に確りと解決の時期ばかりに拘り。但し早急に解消してほしい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

プライドと持ち 真剣に業務に専
念しておらず、現在の様子などは
想像できない

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

各業務において チェック体制
(複数人による)の確立。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金の昭32.9.30前 資格喪失者の旧台帳にて、カセットオーフンされていない記録が多數あることは、世間一般に知られていないと思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

昭32.9.30前へ脱退手当金支給記録は前記旧台帳でしか確認できまい。
 各率致交付の名義とWM記録を完全しても脱手の有無については旧台帳との対応以外になくなる。
 旧台帳カセットオーフンが最善と考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

未収金記録があることは、(記録担当時は)よく知っていたが、受給未登録時までには収録されるものと思っていた。(芦ヶ原先生)

問題を知った人は、国会議事堂等のマスコミ報道。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

個人で対応などできまい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	<input checked="" type="radio"/> 現職者	<input type="radio"/> 退職者
所属	<input checked="" type="radio"/> 本庁	
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課、国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ①事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

該当ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録は、年金認定のときに、請求者の職歴申出と管理している記録を照合して、記録もれがあった場合に補正して整備すればよいという考えがあったのと、保険料収納率の向上が、この問題の大きな要因になっているのではないでしょうか。

この問題の解決には、社会保険庁で、種々対策を講じて実施しているようですが、システム入力誤り、派遣社員による作業ミスなどで誤った処理がなされ、かえって不信感を招くようなこともあったので、あせらず腰を落ち着けて、国民の信頼を回復していくことが、肝要ではないでしょうか。

記録整備には、主に地方の旧被保険者名簿との照合をしていますが、社会保険庁に連絡している旧厚生年金被保険者台帳を活用するのも一つの方策ではないでしょうか。この台帳には、連絡するまでの期間に取得した全部の事業所の記録が登載されているからです。

回答票④

この月報は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は、社会保険庁で完全に整備されているものと信じていました。社会保険庁総務課長通知に例示されている問題については、マスコミなどで取り上げられたときに知り驚きました。
厚生年金の記録は、当初、各社会保険事務所で被保険者名簿と厚生年金被保険者台帳によって管理されていましたが、記録の中央管理に伴い、厚生年金被保険者台帳を被保険者名簿と照合して完全なものにして、社会保険庁に進達しております。その後の記録は、オノノハムカス生データ進用取得届、原票で定期的に進達しており記録が不突合の場合には、事務リストで照会され、その都度回答してきました。この問題が存在していることについては、地方には社会保険庁からなんらの問題提起も無かったと思います。記録の整備については、オンライン化し、順調に行なわれているものと思っていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題がマスコミに取り上げられると、社会保険事務所の窓口は、混亂状態になったので、OBの有志で、ボランティアの期間を含めて、年金記録の照会の調査事務などの手伝いをしました。

反省点としては

- ・年金記録は、裁定処理のとき、被保険者の職歴と合わせて、整備すればよいという甘い考えがあったのではないかでしょうか。
- ・基礎年金番号導入は、国民総背番号制の反対もある中行なわれたもので、年金記録の統合などについて、将来の構想が良く検討されないまま実施されたことと実施後の記録照会の回答処理が十分でなかったこと。
- ・社会保険庁で、この問題について、庁内で温存して地方に対して説明もなく中央、地方一体となって処理しようという気風が無かったこと。
- ・マスコミに、この問題が一方的に取りあげられた傾向があると思われますので、マスコミなどに、これらの経緯、今後の対応などを十分説明して国民の不信感を和らげるような対応が出来なかつたのでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
保険担当室長		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在何点と対応されており、この点特に方策は思ひ当たりませんが、社会保険事務所との連携を強化し、監視に当たり、年金に対する不安・不満の回復に更なるご努力をお願いいたします。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

膨大な枚数の未統合未収録資料があることは、何年で必
ず新聞等の報道で知ったことです。
昭和40年、洋服、片持持深に在職中未収録の整理にかかります
なり手に入り、同一被保険者へ別人登録という事例も数々見出します。
被保険者のみで取扱いの危険性と、記録者との確認の重要性を改めて
認識したことをうなづけます。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

片持持深は、正しい記録、整備を図るべく、社会保険
事務所における「記録整備」業務を統一の見直しや、被保険者の正不
適合の迅速化等を図りました。「記録者手帳」を導入して、各保険課の一覧、
全国版の作成に取り組みました。
次に後の地方庁の整備には、適用関係業務に当たつ
ては、被保険者の確認には更に注意を払うよう努めました。
反省点としては、次のようなものがあります。
① 被保険者手帳をつかむ、被保険者ごとに被保険者手帳を発行する
制度には、既に年月日を偽り登録する者もかなり見られたことから、
「生年一人一号手帳」という考え方をもと徹底して山本さんから。
② 今回大問題となる前に、もっと早くこの問題に取り組みこ
んでいたのか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本・府	地方
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本府)		
a. 本府部長級以上 b. 本府課長・室長・企画官級以上 c. 本府課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本府)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本府か地方府かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に思ひ当たらない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

節電料金や半端をカットする。休業3限り残業を把握し、時間も漏れても本人と面談し調整するが改善は困難なのが不可能な部分がある。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金においては、市町村の紙面帳の廃止(発行)を市町村に通知
(たゞごとく)年金記録が不整合で、格別に支障をきたせています。
基礎年金滞納者を導入する際にもつとめり細かく、通知が必要な
ことがわかれました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

手帳引渡し時にいた。
現職員とはどう違うものといふと想われる。
年金記録問題で年金者となる213名を一人でも多く解決に
寄り切れる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方府
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
持掌官	(本府)	
	a. 本府部長級以上	
	b. 本府課長・室長・企画官級以上	
	c. 本府課長補佐・係長・主査級以上	
	d. その他(本府)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長	*平成11年度までは課長
	f. 事務局課長級以上	*平成11年度までは主幹
	g. 事務局課長補佐・係長級以上	
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本府か地方府かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特別な方法はないので、一件一件調査して解決していく方がいいと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今回の一連の報道で気が付いた。
以前は、これらが重大な問題ではあるとは認識していなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省として挙げられるとお考えですか。

退職後のことなりで、特別な対応はしていないが、
現在OBNとして年金調査の依頼を受けている。
年金の管理については、本庁がやるべきものと
判断している。専門性をもつた方へ。(車両リスト等を
修正してそれを本庁に提出していく覚悟はある)
今回の年金の問題は、ほとんど本庁に起因する
ものと覺ゆる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	○退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
e. 平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
f. 事務局長 *平成11年度までは課長		
g. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
h. 事務局課長補佐・係長級以上		
i. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
j. 事務所長		
k. 事務所課長級以上		
l. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本件について、全国(各都道府県)の被保険者に亘り生じているのか、一部地域なのかによって対応が異なると思われます。事業主及び被保険者には厚生年金法による届出及び正確な報告義務を定めてありますので、両者が照合する以外の方策は考えられません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

公務員法により職務に専念する義務がありますので
本件の事案が生じることは認識しておりませんでした。
そのような問題を知ったのは、前厚生労働大臣現大臣の公的
されてからです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点では厚生相の方針・判断が止むを得ないと
思います。
公務員としての自覚を高めて再確認すべきと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

100%解消は不可能ですが最大の努力はすべきです。

現在の事実(年金記録確認や三者会合等)については、地方や都道府県等は手始めに協力して取り組みを優先して行って欲しい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

名法(経合せ)方式から標準方式に切り替
えつつ厚生省期初より勤務により健康保険は厚年
記録を全く統一すべく東方事務課を新設
マクロ化や名法の改定へ移行等の流れが
行われたのでそのための調整については意識してい
たと思います。

当時(私の勤務期間内)は担当課長は
事務所の届出により連絡や往復を行っていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうに対応しましたとま
したか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反
省点として挙げられるとお考えですか。

最大の原因は厚年記録の全く統一化
のための改革(事務課がキーパンチカードを
作成等)や地方からの進連(経合せ、名法等や
マクロ化)ではないかと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

性急な事務処理が必要と考えるが、急ぐことにより不完全なものとなるのも二重、三重の手作となるので、一足の時刻をかけて地道に解決する方法も。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金の事務処理しか経験していないので、事務処理は市町村との連携により正確なものと認識し、考えたこともなかっただけ。

退職後、マスコミ報道で知った。
道

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

補正事務を応援しようと考えた。

この問題は記録統合時、(台帳から切替時)膨大な事務処理を短時間で行うため、臨時職員主体に行なうこと。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="radio"/>	退職者 <input type="radio"/>
所属	本 庁 <input checked="" type="radio"/>	地方庁 <input type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本府) <ul style="list-style-type: none"> a. 本府部長級以上 b. 本府課長・室長・企画官級以上 c. 本府課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本府) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本府か地方府かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録の問題は、短期の事務処理ではなく、長期にわたって記録が正確でなければならぬので、適用事務所の担当者及び年金事務処理を行う者が、自覚して的確な処理を行はずにはならないと思います。

この問題の解決については、過去に記録について追跡調査を繰返し行う以外に方策はないと思います。

また、これらの記録の問題は、届様式を検討して、加入者の確認を取れる様式にすべきではないで（よろしく）。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者の加入期間は、当該人が将来年金を受給する場合の大切なためであることを考えて、事務処理をすることを認識していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるをお考えですか。

資格取得の場合に被保険者の氏名、生年月日について、届出者が適用事務所の事務担当者が資格取得届面を記載して、社会保険事務所に提出するため、その者に対する業務指導のために研修会・講習会等を行っていました。

適正な届出を必要とするため、市町村に登録されてから住民票の写等を添付させ確認がいる事が要る。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

学生年金日々帳の記録は、適用事業所から届出のわざを窓口取扱事務の長吏届等により記録保管していたものを、昭和30年代に本校へ移管したと記憶している。

移管後については、地方法では本校ごとくに処理されたりと近らることはなかった筈である。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	<input checked="" type="checkbox"/> 退職者
所属	本庁	<input checked="" type="checkbox"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上	
	b. 本庁課長・室長・企画官級以上	
	c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上	
	d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長	*平成11年度までは課長
	f. 事務局課長級以上	*平成11年度までは主幹
	g. 事務局課長補佐・係長級以上	
	h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長	
	j. 事務所課長級以上	
	k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

在職時代、このよう~~な~~に「消えた年金記録」
5000万件の存在あると言ふと社体で
からうそりやれといはかた者が「新規
競争」初のうそりやれ~~と~~競争~~と~~世~~と~~
一般にうそりやれいはいの歴史~~と~~
うそりゆる乍~~の~~キ~~を~~ある。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「消えた年金記録」を解決するには
 ① 当時の年金記録(過誤)が
 地方へ戻~~る~~べし。
 ② 地方から本府に進出~~した~~年金記録
 戻~~す~~べし。
 まずは小集団~~が~~しがり成~~る~~べし
 たして解決~~す~~を~~めざ~~めぐれ~~な~~。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職当時、シのうけに遡り浮いた年金とか
消えた年金とかの年金記録問題が
出でた5,000不体ルアリナリ全
部からが、10年
平成19年（2007年）奥新聞報道
で初めて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

シの内燃車といふ。
第一に、事業者が車の競争を面白く思え
生産用車）に基づいた記録。
第二に、昭和15年頃だったため、現在供給
ぐ全国統一元/1mのコンピュータ化
の際の入力誤りに対する記録。
第三に、車の2つめを思われるもの
現時車の反応差といふ。つまり
に少し違った感覚が付いていた。
何を操作などの実合はどうなったか？

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

すひに報道されている。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

有効な方策は思へません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・制度上の問題と言認識していました。(機関責任者様)
当小國町は市町村でやており納付は納税組合の行いとなり、記録の差異を2年以内に釐清してもらいたいところが在り。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・制度上の問題をみて現場では未だに未だかな。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> e. 平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局長 *平成11年度までは課長 g. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 h. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に思いません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の方策以外に特に思いませんが、現場の職員も国民の皆様の信頼回復のため年金記録問題解決に向けて精一杯頑張っております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・年金制度の複雑さがあり重大な問題であると認識しました。
- ・会員ばかり。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるかお考えですか。

- ・修習回復のため行方不明の次第による夜間・休日開所による年金相談や窓口処理をはじめありゆる取組に賛同いたしました。年金記録問題解決に努力しました。
- ・郵便・会報・雑誌・マガジン・オンライン化等々
情報・管理方法等の変化に対応すべきであると思ふ。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に多い当社の問題。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 1) 収支に満たない年金記録を早急に解消する。
- 2) 会員登録料金を減額を早くめどり体制づくり。
- 3) 今後は、安心できる管理制度と行っている旨を国民に明確に示すこと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 勿論、多くの問題と認識するとともに、自分が社会保険行政に巻きこまつた40年近くか、無にはなれませんでした。
- 5,000万件の前に遡りに年金記録がどう報道された時です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険事務所の職員には、勤務することなく、現場で情報収集へ常に自分でできることを遂行する技術。
予外的には、社会保険行政が今後努力をあげて、年金記録の整備にあたる方を教訓例や。
何故、5,000万件もの年金記録が不明にして放置してしまいか。
自分として、複数しきいいや、国民年金の紙面帳はまだ整理へ喫。
都道府県からの情報提供をも重視や、旧会帳から新会帳への記録の際の誤りや、繰り違ひの一つの原因かと思へ出しています。
利害、不管理時代には、仲々、二億千四千九百九十九円八角八分のアラカルト。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 未統合の記録をオンライン記録に統合するには
該当者からの申し出等が必要であり、本人等への通知アリは
広報等が重要であると考える。
- しかし、年配者等にはデジタル理解力が低くなどは、
困難があり、限界があると思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 私は在籍中 国民年金 肉保の勤務期間が大半アリ、それほどの問題が存在するとは在職中認識していなかった。
- ただし、オンライン前はずべて手作業のため、若干の転記違い、転記ちがい等がある場合があるものと認識していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 國民年金の記録では、定期的に市町村の記録と社会保険事務所の記録を交換し、転記ミス等を防止するなどにより、正確な記録となるよう努めできた。
- 反省点としては。
 - ① 毎年年金肉保の切替の際、外注のパソコン等が大さりと思われる。
 - ② 基礎年金番号制度をもう少し早く時期を導入できなかつたか。
 - ③ 年金制度の法改正が数多く実施されたため、年金制度が複雑になってしまった。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

健康保険の記者を払ふすに並り、当時(昭和30年代後半頃まで)日本の人材として「屋号」が大事にされ、屋号で記者が払ふされており、名称と符合しない記録がある。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者名簿と被保険者台帳(地方から引き上げ中央で管理している)そしてマクドナルドファイル毎に一件一件確認すると、

対応

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中(平成4年退職)は、一人で複数枚の厚生年金被保険者証と所持していた者の記録が混同されやすが、この問題を承認したのは、新規化、テレビ、そして平成19年に社保共済部の総合窓口事務局長より年金記録問題について説明があり、その記録整理に協力要請を始めて承認した。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

兵に社会保障制度の名にふさわしい恒久的年金保険制度を確立することが本来の趣旨なので積極的に協力すべきと思い現在も続いている。
問題点として、

- ①昭和40年代後半に中央で事故リストの記録漏泄を中止したことによる大の原因と思われる。
- ②昭和60年代に基礎年金支給率導入により国民の賃金回収率が10%未満なのにそのまま導入したことの問題を大きくしたと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ず記入。

この用紙に記入する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官の中から該当するものを選んで○を付けてください。		
<input type="checkbox"/> 本庁部長級以上 <input type="checkbox"/> 本庁課長・室長・企画官級以上 <input type="checkbox"/> 本庁課長補佐・係長・主査級以上 <input type="checkbox"/> その他(本庁)		
<input checked="" type="checkbox"/> 社会保険事務局 <small>*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課事務局長 *平成11年度までは課長 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 事務局課長補佐・係長級以上 その他(事務局)</small>		
<input type="checkbox"/> 会保険事務所 <input type="checkbox"/> 事務所長 <input type="checkbox"/> 事務所課長級以上 <input type="checkbox"/> その他(事務所)		

(注1) 「区分」現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にあります。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題として取り上げられた以外、著しく従事していないことや他の政治組織が把権運動で何らかの利害ありせりが正直方策を切る者をさせん。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 時期や業界によると感じた年金制度の危険性特に
債務もしく問題として認識する機会はめりません
でした。
- 退職後、平成18年頃、マスコミに耳鳴りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 最初に(3)に回答のとおり問題の認識新たに
されたので、大体まではあります。
- 反省点としては、年金制度の問題について
理解が不足しているのがあります。
- 業界全般について各業界の傾向で本筋が
充分把握できず、システムが不適切な場合
もあると感じます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上	
	b. 本庁課長・室長・企画官級以上	
	c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上	
	d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長	*平成11年度までは課長
	f. 事務局課長級以上	*平成11年度までは主幹
	g. 事務局課長補佐・係長級以上	
	h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	①事務所長	
	j. 事務所課長級以上	
	k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

不明

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

紙山や帳簿等をいつでも、早急に整備し年金記録を1件も照合するしないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金請求時に記録が整(備)されないと想っていた
マスコミの報道により知った

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンラインから開始された時点で「計画的」に調査・整備
すべきだとと思つた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="checkbox"/>	退職者 <input type="checkbox"/>
所属	本・庁 <input type="checkbox"/>	地方・庁 <input checked="" type="checkbox"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題の解決に向けての方策として考慮すべき具体的に示すべきは、一つの方とは、社会保険庁に対する信頼度が低い。
しかし、実際的にどう対応が現在どこまで進捗しているか、今後のまする方向について、面倒な問題、スマートなアプローチを追及し発表し、国民の信頼を回復するにかかる不可欠と思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 年金記録問題

長期の記録の正確性や記録の遅れ、通算事業者間
連携(標準部則等)、調査官による事業者訪問
調査を実行した。距離が遠いときは電話で確認してから
会員の問題はススコミを通して確認したり、
現取扱いのことを想定したうえで答へる。
回答はつかない。
もとより长期に通算事業者へ協議の方、社員
登録の手続き(可否や方法)はほとんど規定あり

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本業、通算事業者が複数あれば、就業履歴を
整理がつきまとつたが、二年以上は統合処理をしようとい
ふ。個人的には転職が要因であつたのが、それ以前のもの
が複数の理由が列挙されていて思つとうに懸念
回答が得らうがないと思う。
今後は多様な業者時代、年金制度を市長が理解する
ための登録方法などの施策がなされると理解
する。
今後は多様な業者(新規等)に登記簿を複数作成する
ための複数登録なども一考を要する。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

期限を設けず徹底解消する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成16年7月以降と自己憶述するが、5000万件の未統合年金額がうち半数を年長者と見て、正直何の事かすぐ理解できなかった。

年金問題を知るにつれて、大変少額問題がありとて認識するに至り、10年以上も勤務してこのまま大きな年金をもらえないことに自分が恥ずかしい。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるをお考えですか。

本庁へ相手にされ各種の検証作業を行
解決に努めに。
記録管理に関する本庁指導担当者の
認識誤り(不足)と主張権意証の欠如
か、反省点か。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="checkbox"/>	退職者 <input type="checkbox"/>
所属	本 庁 <input type="checkbox"/>	地方庁 <input checked="" type="checkbox"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和34年(1959)3月、社会保険に採用され、平成16年4月(1994)退職の35年間の公務員生活で、年金關係(社保事務所業務二課、同業務三課、年金給付課、年金相談コーナー等)の業務に一度も従事したことがないため、何も存じておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

同上

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(複数)ご回答いただいたおりであります。特に認識して
おりません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

同上

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本 庁	(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題解決の根本は、コンピューター記録と紙面記録の
統合にあります。この方法は費用がかかるが、低いニーズの場所で
推進できますが、この企業の実態抜きで、国際的信頼は得られません。

しかし、膨大な作業量と莫大な経費を伴うことを考慮すれば
短期的解決は困難と言ふことを得ません。

したがって、長期的段階的に作業を進めること以外にはない
と思ふ。

ただし、国民に対するより丁寧な説明と、十分な理解を
得る努力がより求められます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

我が国の年金制度が請本主義を続ける以上、老健
請本者本人の記憶力によるさるを得ないところもあり、
若干の請本記録はあり得ると認識していました。

この問題を表面化してはじめて大量の記録
問題からぬれることを知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるお考えですか。

請本主義の元で、行政のあるべき姿を追求せず
全ての責任は国民にあると考えて山本こと根本的
誤りがあります。

未請本記録の状況について、定期的に公表するなど
国民に注意を促す必要性を政治や行政を感じ
取れなかつたときは、反対派としてあがめなければならぬと
思います。

又、国民年金法のうち最も早く定期的に導入されたのが
は、このような問題ははなれ軽減されていくと想します。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="radio"/>	退職者 <input checked="" type="radio"/>
所属	本 庁 <input type="radio"/>	地方庁 <input checked="" type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識すべき問題は発生していないかにと思
います。

マスコミで取り上げてから知りましたが、本県
では正しい業務処理がなされておりまし
たので、他県と比較しても事故ケースは少
ないものと判断しております。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ①遅延しての資格喪失(金額扱い)の扱いについて
は、新聞とか業界紙によって喪失年月日を正確
認めて処理していくことから問題は生じていない。
- ②遅延としての標準報酬額等の訂正については社
保販員等の介入したものは全くないものと
信じておりますが、一部の事業主の中には、販
き軽減する目的で計理士等の指導を受けて不
正の届出したものが若干あるらしかもしれません。
このケースは書類整理時に実態調査をしてたら
防止できたらと考えられます。が調べてなかったケースだ
と思われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本・庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上	
	b. 本庁課長・室長・企画官級以上	
	c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上	
	d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長	*平成11年度までは課長
	f. 事務局課長級以上	*平成11年度までは主幹
	g. 事務局課長補佐・係長級以上	
	h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長	
	j. 事務所課長級以上	
	k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

別紙のとおり。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

別紙のとおり。

ご協力、ありがとうございました。

<別紙>

質問3について

社会保険業務の手作業時代は、1人の被保険者が複数の厚生年金保険被保険者証を所持していることはごく普通であり、私の経験では1人で12の厚生年金保険の記号番号を持っていた者もおりました。

社会保険業務がオンライン化された以降は、読み方はいろいろあるものの、年金の請求や厚生年金保険の期間照会の際に氏名検索ができることとなり、当該人の年金記録にたどり着くことができるようになったことは、被保険者にとっては業務処理上前進したものと受け止めておりました。

それでも、当時の費用対効果による判断だと思われますが、業務センターのカセットに納められた記録がオンライン記録とされずに別管理とされたことが、現在、世間一般から指摘されていることにつながっていると思います。

なお、手作業時代の厚生年金保険被保険者資格取得の際には、当該人の申し出た氏名及び生年月日で届出され、その届に基づいて処理されており、未統合の年金記録に係る統合が進まない一因だと思います。採用条件の際の年齢制限をくぐり抜けるために正当でない生年月日を事業所に申し出たり、女性の方が正当なカタカナの氏名を漢字にしたり、正当な氏名の次に「子」をつけたりして申し出た結果、氏名や生年月日が一致せず、未統合の記録につながっていると思われます。それがいつの間にか行政の責任になってしまっているのは、社会保険行政に携わってきた者として一面的にすぎないのではないかと思います。まして、政治家の方の「一人残らず・・・」という発言は、現場の仕事を知らない方の発言だと思います。

おって、上記の問題が存在することを知ったのは、昭和41年5月に採用されて業務第一課に配属後、業務処理に慣れてきたころです。

質問4について

年金請求や厚生年金保険被保険者期間調査依頼の処理に際して、オンライン記録と厚生年金保険被保険者名簿（以下、「名簿」という）を調べる際に、当該人のみならず名簿に記載されている他の被保険者についても調べ、オンライン記録と名簿の記録が一致しない者について記録補正などをしました。また、業務の隙間をみながら、名簿や厚生年金保険被保険者記号番号払出票（以下、「払出票」という）とオンライン記録を照合しながら、一致しない記録や氏名が登載されていない記録等については、名簿及び払出票に基づいて年金記録を収録・登録の処理をしてきたものの、膨大な件数に比して焼け石に水の感を否めませんでした。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
①事務所長 i. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

統合機関にテープとの対応をする以外思い付かません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録についてテラント育成する必要があったのでは何かと考えられます。
又、退職後に問題発生していることを新聞ニュース等で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) <p>(地方社会保険事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) <p>(社会保険事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票③

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

とくになし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 。 基礎年金等の積立の管理のしくみについてと実行
- 。 入力音量を生じさせないシステムの見直し（ニセオフタブレット）
- 。 不良会員の早期処理
- 。 人員（職員）の適正配置。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・ 不完全の記録書類を多く存在するとは考えられなか
れ。年金記録は適正に管理工事をして
いる應該しいだ。
- ・ 大量の不完全記録書類があることは、率直に察及
していくと知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・ 三割程度の年金書類(基礎年金書類)を導入
した日程見直しもあれば、これまでの記録管理
細に留意的なくタリケンアドバイスと想われる。
- ・ 今後も基礎年金書類を容易に発行し続け
るに同様の問題にはつながる。
- ・ しん1書類を徹底するしつみを新たに創り直
す必要がある。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地方では詳細な問題かかりない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

地方では特に問題なし

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんさん特別対応のほか、これから年金裁定には、受給者(請求者)の立場を重点的に調査する。(今までモテ対応していいかと思うが)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

2年前、テレビ・新聞等ではじめてやりました。
我々在籍していなとは、
・標準報酬の適正化
・収納率の何エ、という二点に対応して
いたと思っております。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるお考えですか。

当時は、すべて社会保険庁業勢センターでオンライン化していましたが、センターより車両リストを正確を期して対応していました。思うので、現の反省点は、ないと思つてあります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	<input checked="" type="checkbox"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

私員一丸となり取り組んでいくべきと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

公表されて初めて認識はじめ。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

相談者の立場を優先し事前にアドバイス。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今まで行っていた各種方法が
ベストと見れますが、それ以外の
処理方法は思いつかない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

何も考えつかない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

今まで報道された記録が繋がらない問題でも実態はそれほど異常はない程度は毎年(年次)度はビッグな問題となる記録(資格取得履歴、再取得履歴)などで、被保険者名の誤りで別人の記録を自分となって繋がらないものの解決を事業者が行なう被保険者の呼名変更届として取り扱うことでの徹底する

金員届出の時期、年金請求申請時など長期にわたり呼名の確認を行なう

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

事業者の透明化を認める

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金問題が出ることは大きく年金の扱うことの都度解決
されてきたと理解していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金問題(被保険者記録関係年金給付実績)については日常勤務
職員に対して公報取扱などを通じて社会保険事務部門へのアドバイス
なども対応をしております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

かつて、所謂「テマ・ヒマ・カネ」を掛けない(掛けられなかった?)結果であると考えるので、1件1件について丁寧な補正作業を行う他にないのでは。具体的には、事業所の所在地の事務所で、土地の事情・適用事業所の沿革等を知り、かつ記録事務に精通した者、或いはその者の指示により行わなければ、完全に近いものにはならないと思います。

なお、「勤務期間=被保険者期間」ではない(事業主が適正な届出をしなかった(このことは何某委員会の何某委員長の発言にもあったか?)ために)例が相当多数あること等も認識すべきではないかと考えます。

これらを踏まえればそれには当然それなりのコストの負担や、総背番号制の実施のようにそのリスクを負はなければならないこと(社会保険事務の窓口は「占い」ではないので、黙って座ればピタリと当たる体制にはなっていなかったのであって、「忘れた忘れた」等のみでなく、自分の勤務(加入)歴をまじめに・より正確に申出などの努力をすべき)等々についても周知し理解を得なければならないものと考えます(で、請求主義とならざるを得なかった)

事務的には、現在の被保険者名簿・原票と同様に「旧台帳」の有効な活用の為に是非「各事務所の端末装置から、何時でも」閲覧できるようなシステムを検討しては如何でしょうか

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国会・巷間等で「問題」といわれたときから
但し、厚生年金保険被保険者の記録の事故や諸事例があることは、事務を担当していたときから承知していた

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

「事故リスト」「追記報告」等々の事務処理について一所懸命につとめていた

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 1. 特に問題意識はなかった。
- 2. この問題は、各報紙等で頻繁に報道により伝えられ、

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に反省点はない

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 ①その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なレ

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人ゆみの期間と本行業務セミナー及び被保険者会議で、
経験の発表してみたいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

保育時代から記録の不整合について随時本行業務で
シーカーから教訓へ聴く機会があり、その後(?)今に角溝消
されていくものと思っていて。

年金記録問題とは遅延後知る。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本を買ってやらでは本人の記憶違いや忘れ等(ほかには
就職時に偽名、あたな名や年金を若々すため生年月日
を偽りつゝ申告する者もいる)が発生するにから
年金手帳に必ず、勤務履歴等を記載するよう
に事務担当者、本人へきをしてくれた。

保育からオンライン化が普及する時期及び老齢年金登録開始
時にしっかりと総合整理すべきだと思う。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
e. *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
f. 事務局長 *平成11年度までは課長		
g. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
h. 事務局課長補佐・係長級以上		
i. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
j. 事務所長		
k. 事務所課長級以上		
l. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

観光地の旅館やホテル等各種の従業員は生年月日を偽りに就職している(偽名もあれば本名)者がいた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

当時の被保険者証を出してもらおうが一番よいか、紛失しておられない場合は、記憶をたどつて尋ねてもらうとか、当時の担当者(事務所)に聞くなどするしか方法がないよな気がする。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

算定基礎履歴が年々増えて「社保は多忙を理由にいつ最中でも、社会保険庁(業務センター)の指示で、轉記リストの回答期限を厳しく求められる」と、
後で、よもやこのような記録問題が発生するとは予想も
つかなかった。
マスコミで取上げるようになっていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうに対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

轉記リストの回答期限を守った。
(以下)の理窟では、このようなことがあることをうかがっていい。
繰返しに修正をして、相手にすべきでないから。
記録料は担当部署君は、人事面で優遇されていいだろ?うか。
社会保険庁(本庁)→業務センター→地方へあけよ人事上の
の格差があつたように思う(人事権)。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長级以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
①事務所長 i. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

承知していません

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特になし

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうに対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

質問 1

- 1、年金加入記録は、事業所単位で管理され紙台帳で記録され保管されてきました。
被保険者の記録は、事業所が特定されれば記録はあります。
当時、事業所も厚生年金被保険者証を本人が持参しない時、「新規」として手続きをしていましたことは否めません。
また、採用に当たり年齢制限があたりまえの時代には、職を得るために生年月日を偽ることはかなりあったと思われます。(1~2歳を超えて)
- 2、事業所の本店一括加入が制度化する前は、本・支店それぞれに適用されていました。
転勤年月日と、加入年月日が相違する場合がままあります。
これらは、事業所の人事記録があれば即、解明できると考えられます。(保険料の問題は残ります。)
第三者委員会における年金記録訂正の内容が公表されていませんので判りませんが多いのでは、
- 3、年金既定査定者の記録(社会保険事務所に応援に駆り出された時に始めて見ました)の事業所記号
・被保険者番号等すべて000で表示されていました、本人申し立て内容との確認ができませんでした。
- 4、漢字変換ソフトが業務センターに何時導入されたか不明ですがそれ以前の漢字を数字化していた時代の番号から元の漢字を数字とともに表示されれば地方は記録を検索する際にかなり助けになると思います。特に氏名漢字が統一される前の戸籍の漢字は我々でも読めない漢字が使用されています。

質問 2

1~2に関して

事業所名簿索引の作成

- 1、記録整理の第一歩は各人の勤務事業所特定が基本となります。窓口担当者の仕事は本人の記憶をどう思い出させるかがカギになります。
そのためにも、なるべく詳細な事業所索引が求められます。
東北は関東圏への出稼ぎ者も多く、市町村合併、町名変更等それ以前の地名で記憶しています。
仙管内のそのような情報があれば相談窓口は助かると考えられます。
地域別、職種別、等なるべく詳細な索引を作成し事務所への来訪者が自由に閲覧できるシステムが望されます。
- 2、事業所の適用は法人名、被保険者は店の屋号で事業所を認識している場合があります。
例、ファストリテイリング→ユニクロののような場合
東北福島事務所管内にも「いとや」の屋号が、3町村にそれぞれ1事業所ずつありました。
それぞれ法人名は違います。各社会保険事務所は、このような場合の補助簿的なものがあるはずです。
今のうちに記録整理と合わせて整理しておく必要があるかと思われます。
また、戦中戦後の混乱期の事業統制時の事業所名や軍事産業・電力会社の記録等は、管轄を超えて記録が残っています。どこの事務所で保管されているか等今のうちに整理しなければ年寄りは先に死にます。それからでは遅いので記録整理と合わせて検討してほしいものです。

3～4 に問し

業務センターの記録は地方からみるとブラックボックスの中というのが事務所応援の時の感想です。

センターからの照会等を調査する際これが解ればというのが大分ありました、記録整理に必要な情報が適切に提供されることを期待しています。

質問 3

質問の意味がいま一つ理解できません。

回答になるかどうかはわかりませんが。

社会保険事務所の仕事は被保険者の皆様に満額の年金を受け取っていただくことが仕事と考えていました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上	
	b. 本庁課長・室長・企画官級以上	
	c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上	
	d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長	*平成11年度までは課長
	f. 事務局課長級以上	*平成11年度までは主幹
	g. 事務局課長補佐・係長級以上	
	h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長	
	j. 事務所課長級以上	
	k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ヤクシ

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特別な方策はない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

まことに問題意識はまだないよ。
10年前の現在(2014年)では(1)会で議論時にPPTで
おどけて上りつた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしましたか。また、現時点でもみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

最初は(1)会の予定を早く了解された
12.
後者は特別な理由でせんかかって
「リスト」で「会の予定を理解していく」と
かかり、2ヶ月の間で(1)別対応で
おどくと思はれました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本...庁	(地方庁)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 入力されていないデータを早急に収録すること。
- 痴冷や帳と水縁されても記録の照合を行うこと。
- 年金相談窓口には、年金制度に精通した取扱いを配置すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

複数の厚生年金番号を持ついる者がいることは承知
していたが、紙の帳簿で管理していく時代では、これを
把握することは困難であった。

かなりの件数になると予測していたが5000万件
と知り驚かし、大きな社会問題になろうと思つ
て同時に、転職の度に新しい番号を取得した者の
責任もあるが、重要な調査を怠って社会
全体の責任は重いと思っている。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省として挙げられるとお考えですか。

紙の帳簿からコンピューター管理となる時点、再
びには複数年金番号が導入された時点まで慎重に
調査を実施すべきであった。

年金請求の際の前取りで加入期間が把握でき
ると言えどもとも思ってはいたが、年金制度に精
通しない者を配置する等間違取りも十分でなかつた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
①事務所長 i. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

もう充分でないでどうや
先へ進んでいくべきだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 今の指導の下、直面困難に處理し、進捗につき大者へヒツコは、5,000万件もの不明記録の不完全は信じらぬが、
- 長妻議員や霞向にやらせられた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのに対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の処理は、外部委託化等これまでではならないと考えます。
その場合は、(内部処理の場合はあります)
元命等エンフ陣営を備えろさせ
せひととおり等と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方府
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方府かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

それで何か意見あると検証して、その背景を立ち上げておこうと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録に問題があることを認識してから
数ヶ月。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記のとおりです。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は、医療保険を全く担当していませんが、年金記録の事について
は、詳しくは解りませんが、年金記録が複数ある場合がよくあります
理由を聞かれます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1人で複数保険がある場合が多いと感じます。多く人は6~7歳で受け
られる人が多いです。医療保険も過去も取り扱いがない、派遣から
改めと新しい保険証を発行するが、大変難しかったりします。
年金保険は、どちらか人は少なくはつきりしません。
私たちは年金保険を複数ある以外の方法はないと思います。
該当者は年金者が多いですが、少しきなさいやがれと見られると思えます。
困難は顕著と見られますので、地道に解決するかと思われます。
年金解決するには不可能であり、そのためか、そのため、国民の立場に
みんなで了解し合った結果がおこなわれます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は昭和28年11月に入院用紙に附せられ、被保険の連印と被扶養の
登録と被扶養を年齢よりうなづく、もしく年齢の人が会社に入社します。
過去に何年も知り得なくはいため多くの人の新規の保険証を交付されました。
過去に何年も知り得なくはいため多くの人の新規の保険証を交付されました。
会社の被扶養者と、前の職場は保険に入りません」と入院手帳とそれ以上は
開きません。二ヶ月で今後何十年も何十歳も大変な事にはない、
若返りますから、それが今まで、どうかありますように思ひます。
早く手帳交付をすれば相手が困るからと見舞えます。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるかお考えですか。

以前は洋式医療用紙が主流で、医療用紙はそれなりに高価
で、多額の料金がかかるのです。カードマシンが機械化で組合と支店
に接続してしまった結果、前述の事例が発生しました。
申訳ございません。

入院加療中もこれまで筆をとどめました

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> e. 平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局長 *平成11年度までは課長 g. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ナシ

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

短期的の保険料抑制(12年度予算案)を公表して
認めの方策は虚偽の申立て助長なし。

今度は長期的に見て、多年ある今まさに動搖すると言ふ時期(15年)が経過し、未だ別段のことはない。

多年かかる別個の、20年以上かかる、復活事件を説明するからいい。

その現状によろしく。

義務を果さない者は、権利を主張出来ない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

老後の生活の糧となるための制度を貯蓄しておいた。
記録問題などはしていない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本・庁	地方・庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本・庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本・庁部長級以上 b. 本・庁課長・室長・企画官級以上 c. 本・庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本・庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> e. 平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局長 *平成11年度までは課長 g. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本・庁か地方・庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金加入者については、氏名・生年月日を市区町村の公簿と整合としておりませんでしたので、現時点での確認はむずかしいと思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

最終的には、年金請求の時点で、確認するしか解決はむずかしいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

個人ごとに、年金番号を付して、管理しなければ将来問題とか
全じやと思っていました。
昭和60年代です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金の請求(裁定)時点に確認すれば、問題はない
とありました。
年金の請求について、氏名、生年月日を確認(市役所)と
異なるルートと確認されたことか反省されます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	(退職者)
所属	本庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		<ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		<ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		<ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和17年からの厚生年金記録があり、その時世を反映されており、資格の得喪、及び氏名、生年月日をいつかで漏れさせているものも多いと聞いてあります。
膨大な記録に対する事故件数も多く記録整備時に限界が生じるのではないか

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・被保険者の年金記録を完全に整備をすること
以外はないと思います。
それには、人道と情面に余裕を持って処理をすることが必要だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 私は平成14年9月に退職致りました。平成18~19年度に社会保険事務所の8会員事業者会保険便携票簿を公表しておりましたのであります。
- 勤務者年金にて17年1月から毎年年金記録は19年10月から20年6月まで毎月勤務課へ提出され記録統合を行なわれ不完全のもの等リストにて照会され、その都度事務所で正しく回答しており、現在まですべて統合されています。思っておりますが、統合処理がなされていないことがあります。現在の年金記録は問題の発生の原因と認められております。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるかお考えですか。

- 基盤年金番号への未統合、厚生年金の旧台帳、被扶養保険の場合は記録未収録の記録がござることと、年金が付けてある方に重大な影響があるもので早急に該当者整理が必要があり20年3月より記録に補正に着手してまいりました。
- 現状実について未統合、未収録の記録を今後2年内で統合処理を行うことになりましたが、事業所名略、被扶養者名略をオンライン化して照会のため事務所で各県の記録を回収する仕組を導入いたしましたが、事業所名、事業主、支取人により車両の記載が多変となるため、該車両が外へ出た時に明確は不可能となるため、現在は改めて車両番号を付けています。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありそれが、増大する年金記録に社会
保険庁、厚生省が、追いつかずかんと言うのか
現状で、問題点は銀山がいるところですか。
私は現場の職員として、日頃の業務で直面
に取扱いで困るつもりで、個人的には他の解決
策はつかない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録で一律一律に突き合せ、集中
的に取り組むべきだと思われる。でも、本人、会社
の協力が望めば、中には意図的または拙手なも
のから考慮すると相当数の不明記録がある
ことは覚悟はすべきではない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

正面、又々ミニ報導などで聞いて、この問題の重大さを認識する機会がありました。現場でも、内閣官房作成の多い年金担当職員はそれなりの認識はあるかも知れませんが、それでも、この月比の数字とは認識していないかと思います。現場としては全く認識不足でした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現場で預かる身といけず、常に役割する立場から相談体制の確立や記録調査の実態把握に努めること。全て後退の状態から結果的に運営が回るより、一件一件真摯に元本するか出発点から。反省点としては、年金記録から最大の時期に記録管理制度の全面的な見直しや反省がかかる。施設の建設などいざな金も、ヒツモアカウントなどあります。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本・庁	地方・庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本・庁)		
a. 本・庁部長級以上		
b. 本・庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本・庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本・庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局) 指導室長		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本・庁か地方・庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

件名

（お名前）小林 勝也（年齢）35歳

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし
(退勤後相当数の箱が通過している)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

返信後、新聞報道等で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	<input checked="" type="checkbox"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 (*平成11年度までは主幹) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ① 常磐地元炭鉱の毎年加入者名簿は粗末な紙であり。
紙片の端が擦り切れ、氏名等記載事項が読み取るところが
出来ないものが多數あった。
- ② 炭鉱(会社)の一節には、会社全体ではなく各班ごとに組
立ての加入者がおり、複数で照会があった場合該当者を見出す
のに困難を極めた。
- ③ 平成係に勤務した50年代

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

城中、戦後混亂の時代であり、止むを得ないものか
あつたと思つた。

(全部ではありません、一部書換えたものはあつたが、読み取り)
(不可なものがあつた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。
これより

在職してからまだ、年金問題は、問題なし、認識していなかった。
記録管理が手作業から機械化のため被保険者名簿が、ユード
ハサ換玉をいた時、年金記録は、リスト形式があり、すぐで
正直に年金記録していいだと思つていた。地方勤務してから私が
退職してから、それ等の問題が存在することを知つた。平成19
年(2007年)当初すぐ年金問題が取り上りられた事に参考です。
なお、昭和20~30年代はオペレーターが持つ女性は少なくて、前職も隠す
(隠す)ことも多く、生年月日を若く年齢にして、前職もかうよく行くよう
にする傾向があつたと思われます。又、同期は、婦人女性の年齢
は、再就職するなり、名前の「3」を付けて「3歳出産の傾向」があつ
て思われます。従つて、年金問題が年齢を重複取扱いが多くなります。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 「誰が何をしたのか?」はありかと異議する。

2. これらにつれて正確に指出するよう事業主を説明した。
又、例へば「例へば、被保険者名簿等に「アンド抄本(?)」
と添付せよ書類が、良かつたのかと思つます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

被保険者記録を正確に記録することは、業務課の使命であり、かつ、被保険者の裁定に重大影響があるので、早急にこの事故記録を整理しなければならない。

昭和41年9月30日に進達された件数3,400万件事故件数240万件事故率7%と高くこのようなぼう大な事故記録の発生に対処するには、厚生年金の制度的なものに起因することもあるが、電子計算組織で処理する前段階で防止するのが望ましいと報告されている。

記録整理に限界あり、記録整理は、年金を請求する段階で申しのあった事業所を調査し本人の記録を整理し年金の支給に支障ないように対処したのではないかと推測します。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

まず、被保険者の年金記録を完全に整理し、正しい年金を支給する事につきると思います。

ご協力、ありがとうございました。

(質問3) あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は、平成2年1月に退職しました。平成19年社会保険OBにたいして、事務局長より年金記録問題について説明があり、記録を整理するため協力をお願いしたい旨の要請があり、その時初めて知りました。

我々が過去どのような仕事をしてきたか振り返って見たいと思います。

被保険者台帳の移管

被保険者台帳は、年金業務室において記録事務が集中的に行われることになったため、被保険者台帳は、昭和32年9月30日までの記録で終了し、昭和32年7月1日以降被保険者となった者については新方式による記録事に移行により台帳の作成されていない。

被保険者台帳は下記のように区分され、まず、昭和34年1月に昭和32年9月30日現在被保険者である者の被保険者台帳（現存台帳）を移管し、統いて同日現在被保険者の資格喪失している者の被保険者台帳（喪失台帳）昭和34年12月に移管したと思います。

台帳の移管の手順は、職員2名で名簿と台帳を突合し名簿に所長の頭文字のゴム印を作成、（[REDACTED]）

[REDACTED]を被保険者氏名の上部にグリーンのスタンプで確認の押印をし、台帳を完全に整理し移管しました。昭和35年に名簿から原票方式に移行した以後の進達は、週1回と定められており、各届書は、事務所控、事業主確認、進達用、と3部複写これを進達カバンに入れ業務室に進達する。事故記録については、事故リストとして照会あった記録については、その都度回答しており、現在まですべて処理されていると思っておりましたが、昭和32年の被保険者事故処理状況から見て事故記録の統合がされてなかったわけで、記録問題が生じる前に地方庁と連携を密にして、対策を講ずれば、社会保険の解体は避けられたと思うと非常に残念です。

(質問4) 質問3問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題で事故リストとは、電子計算組織による被保険者記録の整理は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号順に配列してある被保険者の記録原簿テープに、その後の資格得喪、標準報酬変動、緒訂正、諸変更の記録を前述の原簿テープの台帳記号番号、健康保険の事業所の整理記号及び番号、生年月日突合原簿テープを更新するものであるが、このとき不突合の記録が洗い出される。即ち、台帳記号番号は突合するが、健康保険記号が異なる、或いは生年月日が違う、これは他人記録の混入の疑いがあるので、記録を追加したり、訂正したり、変更したりすることができない。また、台帳記号記号番号が突合していて同一人と判定できるが、喪失もれ、取得もれがあつて記録がつながらない。記録の統合処理のときと事故記録としとり出し、事故リストとして印刷され社会保険事務所に送付され、記録補正し進達する。

昭和41年9月30日までに進達された記録の件数は、約三千四百万件事故件数は二百四十万件、事故率7%と高く、このようなぼう大な事故記録の発生は、被保険者の給付の裁定に重大影響があるので、早急に事故記録を整理しなければならないと、業務課より報告されている。事故リストの照会は、昭和46年迄で、その後、事故リスト照会が来た記憶がない。この状況から五千万件の記録事故は当然の事だと思います。

私は、平成19年4月からこの記録補正に関与して現在に至っておりますが、私なりに感じた事をお伝えいたします。

まず、昭和61年に基礎年金番号導入際、被保険者直近の制度の番号を基礎年金番号とする。しかし、被保険者に照会し、回答率10%にも満たないのに、再度照会もせず基礎年金番号を制定したのは、間違います。

船員保険の記録照会については、オンラインの記録と被保険者名簿と突合の結果記号入力ミス（不突合）が30%あり、届書入力後の確認の必要かを新ためて認識させられました。

労働者年金は昭和17年1月厚生年金は昭和19年6月と70年間の記録を今後2年間で統合処理すると言明しているが果たして可能でしょうか、疑問です。この記録の整理は、頭数を増やしても解決できない。その当時の業務に携った者しか、記録を見出だす事は困難です。

被保険者からの記録の照会についてどのような手順で検索するのか説明しましょう。基礎年金番号の判明している者については、年金払込簿より健保記号を調べ事業所を確認し名簿により検索し、事業所、被保険者、の名簿でのコピーをとり終了。しかし、記録の照会は、大半が基礎年金番号不明の者、事業所が判明している者については、名簿、原票、より検索し、名簿、原票に記載なき場合は、生年月日索引簿により検索、この場合被保険者200名いた場合、全員のマイクロフィルムにより検索しなければならない。

[REDACTED] 56冊の名簿がありその中から、1名の被保険者の記録を検索することになります。
いかに記録検索がせ困難であるかご理解いただきたい。 一名で1日かかる
私は、記録事項の調査については、あらゆる方面から記録を検索し、被保険者に、少しでもお役に立てればと、思っております。

なお、現在、事業所名簿、被保険者名簿について、オンライン化して照会あった事務所で各県の記録を回答する仕組を考えているようであるが、現在の状況では、時期尚早ではないかと思います。

なぜならば、被保険者記録が完全に統合されておらず、事業主が変更し記号変わった場合 例 記号平や(有)山田組、が記号平ゆ勇山会山田組 管轄外の事務所に照会あった場合、平やの記録ない旨の回答になり、被保険者に不利になると思います。特に、船員保険の船舶所有者の照会は、屋号で被保険者記録の照会あった場合、その管轄事務所しか判明出来ません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
		<input checked="" type="checkbox"/>
所属	本 庁	<input checked="" type="checkbox"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

必要な経費を蓄えながら、早急に取り組むこと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

マスコミ報道されてから。
コンピュータに入力されていなくても、事務部門の台帳(原簿)に
記録されており問題意識はありませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

法律を調べて相手にますます「過剰サービス」(標準報酬
訂正等)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かのいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に年金記録にはございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個人情報保護法の運用基準を定め、透明性を確保するための取り組みを強化すべきです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

身金給付事務は、函に、旨報せ被保険者又等が亡む事。
秀丸一部被保険者又本人にあつての被保険者又
被保険者中の端合如く有りし者、事務は被保険者又
被保険者在籍事例等が如く、當時特殊問題点として
被保険者又等が如く、前題を除き一概に記載
せらるべ。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

當時「慢被」即為「方法學」的另一種，本人是此兩者在某
些方面取其一而棄另一者，但其實兩者並非完全相反。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

尚くありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

方策は特に考えておりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識しました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点としてはあります。今後の対応として

1. 年金制度の広報、説明を充分にする必要があると思います。

特に、「年金制度の重要性」、「各種通知書の重要性」「届出申請書・保険料納付等の義務」、「10年間納付しない場合の年金額」等。

2. 各種の報道について、報道の自由は承知しておりますが、法律・規則・施行令等、定められた内容をやさしく説明され以上でのコメント等の報道の必要性を感じます。

*一日でも早く、諮詢問題の解決を山口市を願っております。
*山口市様です。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

平成20年2月 程手伝ひを致しましたが
 “今後” 人材が足りません。予算確保等に対する取り組み
 はないでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一般研修において学んだ、これによる行政の原理」ということが印象に残り、法律と沿った行政を前にして取組みできた積りであります。現実とのギャップの矛盾を感じながら仕事を進めてきました。
オンライン迁移3年前から知っています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基本的には上記(質問3)に記載のとおりであります。実際的には専門書の場合で、専門知識、正しく流れを行なう努力を重ねます。
長いこと、健保と年金と同時にやってきており健保年金は別々のものとして与えられていました。同僚より間違ったような説明を受けていた。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属：	本庁	地方庁
(最終官職)	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承認していいよ。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人確認以外に方法はないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

例示されていなかった事態が存在することは全く参考したことかなかった。
制度の主旨、法令、組織の規定、方針に沿って、誠実に職務を遂行した。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		
以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。		
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
①事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○個人的所見として述べます。

私の在職当時(退職前の2年間)は基礎年金番号制度の実施に向けてその準備事務作業の真っ只中にありました。以前から年金記録の事故が多いことは承知しておりましたので記録整備が不十分なまま実施することに内心危惧の念を抱いておりました。会議の中でこんな思いを口にしたことがありましたか一笑に付されました。しかし自分が言ったことは決して的外れではなかったと今でも信じています。

基礎年金番号制度の実施には無理があつたと思われます。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○個人的所見として述べます。

庁の姿勢は取り敢えず「基礎年金番号を付番して記録の整備はその後に」というように自分には見えました。私の考えはあくまでも個人個人の記録の整備に時間を掛けてその後に付番を行うというものです。

今となっては解決に向けた良い知恵は思い浮かびません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○体験に基づいて述べます。

一つ一つの年金記録の積み重ねが加入者の将来の年金受給につながるとの認識を持っておりました。然るに現実の記録は事故が多いことが分かり驚きました。厚生年金の適用業務を担当している時にいわゆる事故リストの存在も知りました。これは定期的に市と事務所を往復するもので、その量大さや相当なことです。退職するまでこのリストは続いているように記憶しています。
(無効年金)

こんな問題を引きずっと未だ制度を実施したように思えてなりません。

*適用業務を担当するようにならった時期は昭45.4月から

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省として挙げられるかお考えですか。

どんなに手を尽くして調査しても個人を特定できなかつた記録は数多くありました。時間が経てば経つ程解明は困難になります。根気と時間を要します。しかし現実には年金受給を待ち侘びる方のことを考えたときに、残念ながら今の私にはこれらを解決できる最善の方策は思い浮かびません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

あります。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に問題とは認識していませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

報導等で知られていくように
ひとつ解決するしかないと思
います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題があることは知りませんでした。
新聞、テレビ等で報道されながらになって
知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方に勤務している者のも現状を
知らせて、地方で出来る問題は
対応させねばならないのではないか
と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
(f) 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ふ和平成以前に頃は年金に対する事業者・従業員等の記録が薄く届出の漏れ、年齢の漏れ、氏名、生年月日等の正確な届出が行われていなかったこと、記録未統合の要因等あります。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施しているように加入申請の照会・履歴照会を行う等して処理を進めることがあります。

また、裁定請求時にあける取扱い申請書類を正確に行い未統合部分の漏れを確認し直すこと等です。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

右記中に、物問題は全く記入していません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

右記中に、物問題は全く記入していません。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="checkbox"/>	退職者 <input checked="" type="checkbox"/>
所属	本 庁 <input type="checkbox"/>	地方庁 <input checked="" type="checkbox"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上	
	b. 本庁課長・室長・企画官級以上	
	c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上	
	d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長	*平成11年度までは課長
	f. 事務局課長級以上	*平成11年度までは主幹
	g. 事務局課長補佐・係長級以上	
	h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長	
	j. 事務所課長級以上	
	k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険事務部門に記録する名簿、マイクロフィルムとの
統合(専用の記憶装置の出力)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・年金受給申請窓口においては、申請者より取扱事務を複数(複いくつ)していたので、特に問題は、無かったと思ひます。
- ・退職後、新聞報道により知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合には、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

わからぬ。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に新しいものはありませんが、被保険者・事業主からの誤りによる社会保険債権の誤記入等が、数十年にわたり、重なつたもので、当時の事務処理では誰かが行っても、発生したと思ってあります。
法律違反は問題外です。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

数十年にわたり、重なった誤りを、すぐに解決できる方法は考えません。

今後の年金裁定には、事前に当該者に記録を返し、審査所の窓口で、本人と面接、調査する方法、しかないと想われます。

ただし、記録複数者には、十分対応できる者をあてること要があると思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者記録を台帳管理とし、追遡を始めたころから、不完全が発生しており、調査をすると、事業主の誤入力、社保事務所での誤記入等であった。
当時の社会保険庁の回答は、年金裁定時に、本人と面接するので、その時に調査確認をすることであった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

総合調査等で事業主に正しい届出をするよう、事務所ではいつも確認をするよう指導し、自身も十分に注意してきました。
しかし、人はさまざまです。
そんな中で、これだけ長期間管理する事務はあるのでしょうか、私は良くやってきたと思ってあります。
これをなくすには、生まれた時に、それぞれの番号を争へ(国民統一番号制)、その番号で、一生、社会保険、税内税等を管理する方法しかないと想われます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に無い、以下同じ

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	<input checked="" type="checkbox"/> 退職者
所属	本 庁	<input checked="" type="checkbox"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かのいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

考えられる事は、やられていいと思ひます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・在籍中 タイム入力ミスがあるのかぐるいです。
- ・矢印たまは 退職後(こんなことに今までいふことは)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点

- ・法律や取扱いが何度も変り過ぎた。
- ・記録の管理・統合に一貫性が無かった。
- ・社会保険事務センターと現場(年金課)が往復便のみで、意志疎通に欠けていた。

ご協力、ありがとうございました。